

事業系ごみの減量・資源化対策

【現状と課題】

- ①事業系ごみについては、大規模事業所などの資源化に積極的な事業所については、減量・資源化が進んでいるものの、クリーンセンターへのごみ搬入量は横ばい状態が続いており、クリーンセンターに搬入されるごみの中には容易に分別可能な資源物や産業廃棄物の混入が見受けられる。
- ②事業系ごみの減量・資源化を進めるために、排出事業者におけるごみ減量・資源化に対する意識の向上や資源物の分別・資源化に係る情報の周知をする必要がある。また、基本的な排出ルールに違反したごみのクリーンセンターにおける搬入対策を進めるとともに、さらなる事業系ごみの減量・資源化のために、クリーンセンターにおける受入基準の見直しを検討する必要がある。

【施策の方向性】

- 排出事業者への広報・啓発の強化
 - ・一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、事業系ごみの減量・資源化方法に関する情報を分かりやすく周知し、ごみ減量・資源化に係る排出事業者の意識の向上を図っていく。
- 資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策
 - ・現在実施している搬入物展開検査を継続し、分別状況の悪い事業者への改善指導を行うなど、搬入対策を強化していく。
- 古紙等の資源物のクリーンセンターへの搬入規制
 - ・事業系ごみの減量・資源化については、事業者のかかる手間や経費等の問題から、個々の事業者の自主的な取組みを促進するだけでは進まないことが考えられるので、事業系ごみの減量・資源化に有効とされている、クリーンセンターにおける資源物の搬入規制についても導入の検討を進めていく。

＜クリーンセンターへの資源物の搬入規制（大阪市）＞

大阪市では、クリーンセンター（清掃工場）へ搬入されていたごみのうち、資源化が可能な紙類について搬入禁止としている。

事業者の皆さんへ

大阪市環境局

大阪市では平成25年10月から
「資源化可能な紙類」の焼却工場への搬入
を禁止します。



資源化可能な紙類のリサイクルについて、詳しくは大阪市ホームページから

大阪市環境局

検索